



どうなる？ 府大・市大の統合

学問の自由と大学の役割





2018年7月28日統合問題を考える学習・交流会

もくじ

- 発行にあたって 2
- 消えた(消された?)第1学生歌—大阪府立大学創立期における学問の自由の気風について
の仮説
岡 勝仁さん(大阪府立大学名誉教授)
..... 4
- 恒藤恭と「学問の自由」を考える—「世界苦を克服する世界苦」の思想
広川禎秀さん(大阪市立大学名誉教授)
..... 22
- 声明(2017年12月～18年2月)大阪府・市議会の議事にかかわって..... 32

表紙写真(左上)市大本館(左下)市大けやき通り入口(右上)府大中百舌鳥門(右下)旧大阪女子大記念樹

このパンフレットは、2018 年 7 月 28 日に開かれた「どうなる？府大・市大の統合—統合問題を考える学習・交流会」の内容をまとめたものです。

発行にあたって 私たちの活動報告

1) 府大・市大の両考える会が、府立大学名誉教授の小林宏至先生と立命館大学教授の森裕之先生を講師に「統合問題を考える講演会」を開催したのが、2014 年 5 月 18 日のことでした。前年 2013 年 11 月の大阪市会での「統合議案」の否決をうけて「府大・市大の拙速な統合はやめてください」という署名運動に取り組む最中での講演会でした。2014 年 9 月にはそれぞれ 1 万筆を超える署名を府知事・大阪市長に提出、議会各会派へも要請しました。そして、翌 15 年 5 月の大阪市住民投票で「都構想」は否決されたのです。このとき、大学「統合」は断念されるべきでした。ところが、11 月の知事・市長ダブル選挙で維新が巻き返し、「統合」問題が再浮上するという経過をたどりしました。

市会で否決された「統合」は、それまで橋下市長が上から強引に進めてきた方向性から、「両大学が主体的に検討」という体裁に変更して、議会での承認が企まれてきました。しかし、その実態は、上山信一特別顧問をはじめ、維新首長の後押しを受けた両大学の学長らが主導する「統合」計画であることはあきらかです。私たちは、16 年 9 月に学習会を開催し、桜田照雄阪南大教授の講演をパンフレットにして、私たちの望む大学像を提案しました。

2) 昨年、2017 年 9 月の府・市議会に両大学の「法人統合」議案が提出され、ひとつの山場を迎えました。この時、私たちは大阪市議会に「法人統合の中止を求める陳情」書を提出し、知事・市長と両議会への要請を行いました。大阪市議会では、新大学のキャンパス問題や予算問題で、自民・公明両党が保留、共産党が「内発的な統合ではない」という理由で反対したため、いったんは可決の見通しが立たない状況が生まれました。一方、11 月 2 日の府議会で、自民党が「1 法人・2 大学が最善」と賛成にまわり、維新・公明・自民の賛成で「法人統合」議案が可決してしまいます。この時、大阪市会ではまだ「統合」に慎重な意見が多数を占め、継続扱いで 2018 年を迎えました。

ところが、18 年 2 月市議会で、公明党がキャンパス問題や財源問題で市長にすり寄る質問を行い、「森之宮に新キャンパスを検討」という唐突な市長答弁を受けて、一転、公明が賛成にまわり「法人統合」議案を可決させてしまいました。この時、自民・共産の 2 党が反対の討論をしましたが、何の裏付けもない思い付きともいえる「提案」によって、大学という知の伝統を危うくする行為は絶対に許せません。

3) こうして、2019 年 4 月に「公立大学法人大阪」が新しく発足することになります。この新「公立大学法人」設立は、「新大学への移行をより円滑にすすめるため、まず法人統合を実現し、その後大学統合をめざす」という方針であり、知事・市長が任命する新理事長が「ガバナンスの強化を図り、選択と集中の視点から構造的な改革及び資源の効果的な活用を行えるよう、経営を一元化する」と明記しており、大学の自治を踏みにじり、反対の声を押さえつけ、“大学リストラ”を本格的に進める企てです。

維新府市政によれば、市大・府大の「統合」計画は、2019 年 4 月新法人設立、2022 年 4 月新大学発

足となっており、2020 年 2 月の府市議会で「大学統合関連議案」を審議、さらに 2021 年 9 月に「定款変更の統合議案」を審議、文科省、総務省の承認などが予定されていますが、計画通りに進む保障はありません。大学関係者から「あと 1 年で、両大学の法人運営を一本化するのは難しい、新法人が発足しても実態はいまのままではないか」という声すら聞こえてきます。新大学にむけたキャンパス問題や予算問題もこれからの検討であり、実際に、学部や学科の統廃合の具体化検討がすすめば、両大学間、大学関係者間に新たな矛盾や問題点が噴出するでしょう。

2019 年には府・市議員選挙、知事・市長ダブル選挙もたたかわれます。この選挙で維新勢力を少数に追い込めば、「統合」計画ストップの可能性が生まれてきます。

4) 私たちは、統合問題が持ち上がって以来、「2 重行政論」「200 億円無駄論」など橋下・松井維新がふりまいた俗論を退けてきました。いまでは彼らの公式の議論からも影を潜めています、「都構想」の実績イメージづくりには利用されています。

最近、国立大学の統合が話題に上っています。少子化への対応のように報道されていますが、2004 年の国立大学の独立行政法人化を起点として、運営費交付金が年々削減され、それも政府の要求に沿うように誘導的なものになっており、各大学が財政的に苦しくなっていることが原因です。これに、軍事研究資金という“甘い罠”も用意されています。大阪市大が防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に応募、採択されたという事実は、決して偶然ではないと思います。医学・理工系を重視した新大学の構想など、彼らが描く新大学の姿は、安倍政権が目指す「戦争する国づくり」に貢献する大学への最先端を行くものではないでしょうか。二つの総合大学をスクラップして、ひとつにしてしまう。1+1 が 2 未満になる、中身も時の権力が言うがまま、きな臭い研究が大手をふるう、という事にならないでしょうか。

5) 大阪での大学をめぐる攻防は、全国の「統合」問題の試金石になりかねません。来年春に府大・市大の両法人が解散し、新法人が設立される予定です。新法人の理事会のメンバーはどうなるのか、府大・市大の伝統は守られるのか、しっかり注視する必要があります④。

両大学の伝統についてはこのパンフでも確かめることができます。大学の理念を守り、引き継いでいくことは引き続き課題です。ただ、両首長・理事会・学長などごく少数の人たちに府大・市大の行く末(将来)を任せるわけにはいかないではありませんか。大学の自治とは何なのか、だれのための自治なのか、大学の理念はどういうものなのか、学内の教職員・学生はもとより同窓生・地域の方々など、幅広い人たちの関与で、両大学の存続と発展を要求していきましょう。

統合問題は、未解決の課題が山積しており、これから正念場を迎えます。学内の議論を応援し、おおいに関わっていきましょう。

2018 年 12 月

大阪府立大学問題を考える会

大阪市立大学の統合問題を考える会

④府と市は、8 月、市大の前理事長・学長の西澤良記氏を新法人の理事長予定者に決定したと発表した。

消えた（消された？）第一学生歌

大阪府立大学創立期における 学問の自由の気風についての仮説

大阪府立大学名誉教授 岡 勝仁

1 プロローグ

「長い間、教師をしていて痛切に感じることは、人それぞれの個性のぬきがたいこと、したがって教育には個性という大きな壁があるということである。だから型にはめた教育を一方的に無理じいしてはならないと思う。」これは、末川博の「彼の歩んだ道」⁽¹⁾のなかにある文章です。子どもひとりひとりの個性の尊重という教育の原点を見事に表現した名文だと思います。



人それぞれに個性があるように、大学それぞれにも固有の学風があると考えられます。とすれば、自分の関わっている大学がどんな学風があるのかは気になることです。私事で申し訳ありませんが、半世紀前、反戦自由の学風ということで京都大学に憧れ、運よく入学が叶いました。先輩からの口伝で「樹々の緑を雲すぎて 時計の塔の紅き壁 色褪せたれど 屈辱の怒りを込めて 闘いの長き歴史を刻みゆく 友よ冷たき牢に堪え鎖を引きて突き進む 白き面の美しく 光溢るを見よ」と事あるごとに歌った学生歌（京大反戦自由の歌）「樹々の緑」が誇りの学生時代でした。

府立大学との関わりは1995年4月に始まります。府立大学に先端科学研究所が新設された時、開設に伴う新進気鋭(?)の外部採用教員12名の内の1人としての採用です。新設ということで自由な雰囲気には期待し、またそうしようと着任した助教授仲間を目指したのですが、付置組織の悲哀を痛感することになります。研究テーマについては設置主旨の隠然たる縛り、教授だけの教授会、加えてその教授会にも研究所所長選出権がない等、「学問の自由」には程遠い実態でした。既存学部組織も、それを容認擁護し、自己組織の権益拡張に利用しようとする「古色蒼然たる学風」、それが府立大学の印象となりました。

2 「仮説」のきっかけとなる資料との出会い

その印象が大きく揺らぐ、嬉しい発見をする機会が偶然訪れます。

2008年夏、研究室の大先輩にあたるH氏から、「喜多源逸先生の伝記を作りたいと思うので、府立大学に残されている先生関連の資料を探して欲しい。」とお話がありました。「喜多源逸先生って、どういう方ですか？」と尋ねたくなるのを抑えて、受話器に耳を傾けました。「櫻田一郎先生は喜多源逸先生の研究室のご出身で、」との説明に、

しかし、探索過程のなかで、府立大学の学風に関わる、思いもかけない資料が収録されている書物との出会いがあったのです。それは、大学図書館の地下1階の、書埃の香りの漂う移動式書架の一隅にありました。「大阪府立大学十年史」⁽³⁾と題されたその書物を開いた時、長年開かれることのなかったような頁音を感じました。巻末の付録資料として、大阪府立大学学生歌（その一）[資料1：本稿では第一学生歌と記します]と大阪府立大学学生歌（その二）[資料2：本稿では第二学生歌と記します]が左右両開きで譜面と歌詞が収録されていました。学歌ではなく学生歌が収録されているというのは意外でした。京都大学には京都大学学歌というのがありますが、入学式の時に無理やり歌わされた嫌な記憶残渣だけがこびり付く、歌詞内容も真理の探究とは縁もゆかりもない1940年制定の代物です。そういう存在の学歌に對置するのが学生歌で、公権力とは関わり無く学生達が歌い継いでゆくものと思ってきたからです。学生歌とはいえ、大学発行の書物に記載されているということは、学歌のようなものだろうと思いつつ、第一学生歌の歌詞を見て、あっと驚きました。「学問の自由」「真理の探究」という大学の基本理念が見事に具現されている素晴らしい内容です。作詞者である佐藤益弘さんの平和と学問への熱い想いが伝わってくるようです。第二学生歌にも期待を抱いて見ましたが、当たり障りのない歌詞にがっかりしました。作詞者の方には失礼ですが、苦評をさせていただきます。一番に「朝敦に光る海原の 風さわやかに吹きなびく」とありますが、この自然描写は事実と反します。大学構内からは日の出時には朝陽を背にして大阪湾を望むこととなります。私の研究室は先端科学研究所本館の8階にありましたので、8階の西ベランダから見る夕陽に輝く大阪湾の美しさには感動しましたが、日の出時の大阪湾は朝陽に光ることはありませんでした。（ちなみに、「朝敦」とありますが、「あさひ」は「朝敦」ではなく「朝暾」です。誤植でしょうか。）また二番に「真昼の陵の常盤木に 百舌鳥たからかに鳴き渡る 古き歴史の跡にして」とありますが、「歴史的伝統」を言

茅渚の海原 朝風清く
平和の光 学庭に溢る
集う吾等が 自由の若人
共に求めん
求めん自由
自由 自由
自由の府立大学

5

授室からの「夕陽に映える葛城」は絶景です。しかし、その絶景は見る見るうちに色褪せて漆黒の闇のなかに沈んでしまいます。「希望が消え去ってしまう」が如くです。「希望は遠く大いなる」に相応しいのは、「葛城山から昇る朝陽とその上に無限に広がる真っ青な大空」です。一番で「朝」二番で「昼」三番で「夕」として、四番で「星霜移り変われども」の構成意図はわかりますが、「永遠に変わらぬ探究の 真理にひとみかがやかす」は最後ではなく、詞全体の基調にされなかったのは残念です。だから「第二」となったのだらうと思いました。

資料2 大阪府立大学学生歌（その二）[第二学生歌]

大阪府立大学学生歌（その二）

作詞 田部 昌 一 郎

作曲 亀 井 平

四	三	二	一
我等の大学 大阪府立大学 真理にひとみかがやかす 星霜移り変われども 永遠に変わらぬ探究の	我等の大学 大阪府立大学 希望は遠く大いなる 夕陽に映える雲あかく 葛城の雲あかく	我等の大学 大阪府立大学 古き歴史の跡に鳴き渡る 真昼の常盤木に 百舌鳥のたかき渡る	我等の大学 大阪府立大学 河内野原にそびえ立つ 朝風が光る海原の 敦に吹きなびく

ところが、府立大学学生歌として学内行事で使われ、大学ホームページで公式に紹介されているのは、この第二学生歌なのです。不思議なことに、第一学生歌は公式には紹介されていません。講義で受講生達に聞いてみましたが、第一学生歌の存在を知っている学生は一人もいませんでした⁽⁴⁾。工学部

船舶工学科出身の奥野武敏学長(第十四代)ならご存知なのではと思い、お会いした折に、「大阪府立大学十年史」には、現在の学生歌と異なる歌が、学生歌（その一）として記載されているのですが、ご存知ですか、とお聞きしたのですが、「えっ、そんな学生歌があったの？」という驚いた様子でした。「どうして、そうなったのかな？」と学生歌の掲載ページのコピーをご希望されたので、学内便でお送りしました。経緯等についての情報提供を期待したのですが、感想を含めてお返事はありませんでした⁽⁵⁾。

3 第一学生歌が作られ、消えた（消された？）経緯について

学報に記載されている事実関係を辿ってみます。

「浪速大学学報第十九号(1953年1月16日発行：[学報19]と略記、以下同様)」に、学生課による「浪速大学学生歌募集」の記事[資料3]（次頁掲載）がありました。翌号[学報20]に学生課による「応募学生歌の当選歌詞について」の記事[資料4]（次頁）が続きます。記事には、入選作として「工学部金属工学科一回生 佐藤益弘作詞」の歌詞が記載されています。入選作の歌詞は、資料1の第一学生歌の「府立大学」の部分が「浪速大学」になっています。これは、1955年10月1日に「浪速大学」を「大阪府立大学」と改める

資料3 浪速大学学生歌募集[学報 19]

(学生課)

今回左記要項によって本学の学生歌の歌詞を募集することになった。
一 目的 来る卒業式に使用することを目途とし、その他広く全学生の公私の会同（たとえばクラス会、コンパ、対校試合、大学祭、記念祭）などの際に歌うため、従って大学歌というように堅く考えないもの

二 形式 自由

三 応募者 本学学生及び職員

四 審査員 安西冬衛（交渉中）

江川英一教授、大石慶造教授、矢野常有教授、金子善治郎助教授、笠松一夫講師、井田学生部長

学生 四名 各学部より一名あて推薦せられた者

五 賞 堀場学長より

金 五千元 一名 採用の分 採用歌詞の著作権は本学に帰属する

金 二千元 一名 佳作

六 締切 二月十五日 各学部学生課へ提出のこと

七 作曲 専門家に委嘱する

「規則」が公布、9月1日に遡って適用となり[学報 43]、学名変更により、歌詞の大学名称部分が変更されることになったのではと推察されます。佳作となった「事務局会計課 田部勝昌作詞」の歌詞は資料5に示します。「入選作」と「佳作」という言葉から生じる先入観がそうさせるのでしょうか、崇高な大学の理念を謳い上げるという点において、「入選作」と「佳作」の違いは明確なようです。

資料4 応募学生歌の当選歌詞について[学報 20]

(学生課)

かねて募集中の浪速大学学生歌は、二月十五日に、その受付を締め切ったが、試験中にもかかわらず、応募作品は、二十四篇の多きに達しその内本学職員の応募は八篇であった。

二月十八日に審査員により、審査会が開かれたが、その結果入選、佳作はそれぞれ左のとおり決定した。

ところが、3年後、学報46に、資料6の「新しい学生歌決まる」の記事が載り、「事務局会計課田部昌一郎作詞」として資料2の第二学生歌の歌詞が記載されています。前述した歌詞一番の「朝敦」の部分については、この

資料5 浪速大学学生歌 佳作歌詞[学報 20]

一	碧空の浮べる雲に 大いなる希望をのせて 若き日の燃ゆる生命を 浪速大学 おゝ！ 吾が母校
二	海原の渦巻く潮に 大いなる理想をのせて 果知らぬ学びの泉 浪速大学 嗚呼！ 吾が母校
三	河内野のそよ吹く風に 大いなる平和をのせて 豊かなる歌の調べを 浪速大学 おゝ！ 吾が母校
四	萬城の山の彼方に 大いなる理知と情熱 この花の咲くやかほりを 浪速大学 嗚呼！ 吾が母校

学報の記事でも資料2と同様に「朝敦」となっています。「大阪府立大学十年史」の編纂過程で生じた「誤植」ではなく、学報作成段階での「誤植」といえます。勿論、「朝敦」を「朝敦」とした作詞段階での「誤字」の可能性もありますが、この場合は、審査会議の委員が気づいて訂正しているでしょう。ところで、資料6には「懸賞募集中であったが」とありますが、これ以前の学報には「新しい学生歌募集」に関する記事は記載されていません。

集記事が学報で公開されないというのも不可解ですし、資料4の記事が詳細に記されているのに比べて、資料6の記事は簡略です。詳細に記述できない何かの「事情」があったのではと思ってしまいます。この「事情」に関しては後述します。資料7は、現在、

府立大学の公式ホームページで「学生歌」として掲載されている記事です。浪速大学学生歌で佳作となった田部勝昌さんが、「昌一郎」名でリベンジ応募されたということがわかります。どうして本名で応募せず、別名を使ったのか不可解さが残ります。尚、このホームページの歌詞では、「朝敦」は「朝暾」と訂正されています。

学報の記載事項だけをまとめると、「学内公募により、1953年2月、工学部金属工学科一回生佐藤益弘さん作詞の学生歌が、浪速大学学生歌となった。1955年9月の学名変更に伴い、再度学内公募が行われ、事務局会計課田部昌一郎さん作詞のものが、1956年2月に新しい学生歌と決定された。」という風な経緯になります。しかしながら、1961年3月刊行の「大阪府立大学十年史」の記述を含めると、「浪速大学学生歌は歌詞の『浪速』を『府立』に改めて第一学生歌となり、新しい学生歌と決定されたものは第二学生歌と

資料6 新しい学生歌決まる[学報 46]

学名変更に伴い、新しい学生歌を懸賞募集中であったが、応募作品十七編の中から、審査会議の結果、左の一編が当選した。

なった。」を加えなくてはなりません。そして、「その後、如何なる経緯でそうなったかについての明確な記載は学報にはないが、現在、公式ホームページでは、第二学生歌のみが、学内公募で決定された大阪府立大学学生歌とさ

れている。」とすべきところです。捏造・改竄・隠蔽は安倍政権の常套手段ですが、府立大学公式ホームページ記事も同類の汚濁に染まっているのでしょうか。

本節の結論です。「学問の自由」「真理の探究」という大学の基本理念が見事に具現されている第一学生歌は消された。消えたのではなく、何らかの意図の基に、消された。

4 第一学生歌が消された背景についての考察

(1) 新しい教育理念に基づく大学の誕生

日本国憲法と教育基本法が施行され、その崇高な教育理念が大学教育の礎となった時

資料7 大阪府立大学公式ホームページの「学生歌」に関する記載事項

2005年、大阪府立大学と大阪女子大学、大阪府立看護大学の3大学が統合し、新大学「大阪府立大学」が発足しました。大阪府立大学学生歌が、現在の学生歌として歌い継がれています。

<[楽譜]と[歌詞]はホームページでは記載されていますが、本資料では省略しています>

作詞 田部 昌一郎（たなべ しょういちろう）（本名 田部 勝昌）（1915～1987）

1950 浪速大学事務局会計課勤務 1966 大阪社会事業短期大学事務局会計課長

作曲 亀井 平（かめい たいら）（1933～）

1953 浪速大学工学部金属工学科入学 1957 大阪府立大学工学部金属工学科卒業

大阪府立大学学生歌は、1956年（昭和31年）、学内公募により決定されました。

代に、新制大学は設立されています。しかしながら、教育する側の教授等の教員は、日本国憲法で排除された「教育勅語」や「帝国大学令」(第一条「帝国大学は国家の須要に応ずる學術技芸を教授し及其蘊奥を攷究するを以て目的とす。」)のもとで教育され教育研究に従事してきた人たちです。新しい教育理念を感激の思いで迎えた人もおれば、忸怩たる思いで従わざるをえなかった人もいたでしょう。その当時の大学の雰囲気はどういうものであったかについて「学報」に記載されている資料から考えてみたいと思います。

資料 8 に、1951 年 5 月 11 日の第 3 回入學宣誓式總長訓示[学報 4]を示します。創立 3 年目を迎えた新大学への喜多源逸学長の熱い想いが溢れている訓示です。「相手の能力を認識尊敬して初めて眞の協力の実を挙げることが出来ます。」のように、新しい教育理念に基づく訓示部分もあれば、「人材を養成し」や「卒業後直ぐ役には立たないが」の部分には、廃棄されたはずの古い考えに繋がる文脈が見られます。訓示末尾に「最後に私は時局について一言申添えたいと思います。」で始まる部分があります。このことから、米国の思惑に沿った単独講和ではなく全ての関係国との全面講和を求める国民運動に連携した動きが、学長として無視できない程、学内にも広がっていたことがわかり

資料 8 喜多源逸総長の入學宣誓式總長訓示[学報 4]

今日このうらゝかな日に新進氣鋭の多数の諸君を迎えて宣誓式を行ふことは本学の喜びとするところであります。私はこの機会に本学の使命及び学生修学の心得に就いて素懷の一端をお話し申し上げたいと思ひます。

大学はいうまでもなく教育と研究の両方面を持っています。然しこれは密接に関連してゐます。研究者として初めて研究力ある人材を養成し得るからであります。教育の方針については大学としては卒業後直ぐ役には立たないが将来發展性のある人物を養成すべきだと思ひます。(中略)修学の基本は将来に希望を持ち謙讓の態度で學事に専念することでありまゝ。教へられた事柄をただ表面的に理解するだけでなく眞に自分のものにしなければなりません。(中略)科学修学者はたえず創造力を養成する必要があります。科学の道は先づ疑ふことでありまゝ。たゞ理解及び記憶に止まらずたえず考察する習慣を養ふべきであります。

諸君、諸君は日本の復興には技術の進歩が如何に重要であるかを自覺し熱情を以て修學されることを望みます。良い大学を作ることは建物や設備を完全にする外に教授陣容を充実することが根本であります。教育機関としての大学では学生の努力も重要な条件となります。諸君は本学の学生であることのプライドを持ち得るように修學に努力せられることを希望します。古くから一芸に長ずるものは自らその人柄が出来ると云はれています。諸君は些細な學習に於いてもその心掛けを以て進まれることを祈ります。たとへ能力があつても偏狹な技術者となつてはなりません。今日は學術においても一騎打の時代ではありません。多数の協力が必要であります。修學者としても社会人としても謙虚な態度が必要であります。然し卑屈陰險であつてはなりません。自負心を持って同時に相手の能力を認識尊敬して初めて眞の協力の実を挙げることが出来ます。

最後に私は時局について一言申添えたいと思ひます。今日我國は講和問題に関連して重大な時機に直面しております。私は諸君が冷静で外部の煽動に乗ぜられず沈着な態度であることを望みます。眼前の事象に眩惑されず永い歴史的な眼を以て研究批判しなければなりません。大学は眞理探究の場所であつて學園を一部政治意図を以てする政治闘争の目的に利用するが如きは相共に厳に戒めなければなりません。

歳若く未熟なりの一つの型にはまり一つの主義主観に局踏することは人間として大成を期する所以ではありません。今日の大学は全人の完成を目的としてゐます。

ます。実はこの学長発言は、教育基本法第八条に抵触する問題発言です。「学園を一部政治意図を以てする政治闘争の目的に利用するが如きは相共に厳に戒めなければなりません。」は、「一部政治意図を以てする政治闘争」に「反対」する「政治的活動」に該当します。法の理念に照らすならば、「今日我国は講和問題に関連して重大な時機に直面しております。私は諸君が、主権者の一人として、正当な判断を下すために、良識ある公民たるに必要な政治的教養を高める努力をされることを望みます。時の政治権力側からの一方的情報のみではなく、諸党諸派の意見にも広く耳を傾け、明証な情報を基に分析・総合・枚举の過程を踏まえ、科学的に判断することは、大学で学ぶ諸君に課せられた責務であります。」と訓示すべきところです。基礎研究も重視し、多くの研究者を育てた喜多源逸ではありますが、帝国大学教授としては時の権力に従ったという面⁽²⁾がこういう処に出ているのは残念です。

喜多学長は創立時の諸問題に係る激務に体調を崩し、翌年5月21日に逝去されます。その6日前の第4回入学宣誓式での学長告辞が学報14に掲載されています。おそらく代読されたと思われますが、喜多学長の最期の辞を、入学生の一人として聞いていたのが、第一学生歌作詞者の佐藤益弘さんです。「諸君は大学生活の門出に当って只今宣誓せられたのであります。この宣誓は神明に誓うのではなく諸君自らの良心に誓うのであり誓を破ることは自分を軽蔑することであり自分の名誉を毀損することなのであります。このことは今日の民主主義の時代に於ては、より適切であります。各人が責任と自尊心とを持ち隣人の自由と権利とを尊重することが肝要であり、」という学長の熱い言葉は、若き学徒の心に響いたのではないのでしょうか。「永久に輝く 世紀の光榮 固き礎 吾等の上に」という歌詞に繋がるものが、この時、青年の胸奥に生じたのかもしれない。

喜多学長の逝去により、斉藤省三工学部長が学長心得に就任。翌6月、教養部と教育学部が合併して教育学部となり、工・農・教育の三学部体制が発足。7月破壊活動防止法強行、10月保安隊発足という状況の元で、9月には公職追放されていた赤崎繁元海軍大佐を工学部教授として採用しています。

学部体制変更によるものだと思いますが、9月に学則改定がなされています[学報16]。(改定前の学則は以前の学報に記載されていないので、改訂部分の詳細は不明です。)第一条(目的)に「本学は、産業に関する学術の中心として、廣く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、個性豊かに教養高き人格を備え知的及び応用的能力と実践性に富む有為なる人材を養成し、以て文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。」とあります。この第一条は、「帝国大学令第一条」と基を一にするものです。すなわち、「帝国大学令」の「国家」が「産業」に置き換えられ、「産業に関する学術の中心として」や「産業の発展に寄与する」との規定により、「産業のために」という「縛り」が導入されています。教育基本法第一条(目的)「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」の何処にも、このような「縛り」の入る余地はありません。学則第一条のこの部分は、創立期の大阪府とその背後にある産業界の強い関与を物語っています。「人格を備え」の部分は教育基本法の「人格の完成をめざし」に由来していますが、並

河功第三代学長のもとでの1960年学則全面改定で第一条は「人格を備え」の部分だけがなぜか削除されてしまいます。

(2) 第一学生歌の誕生

11月に堀場信吉京都大学名誉教授が第二代学長に就任します。「就任の言葉」[学報18]を資料9に示します。よく練られた深慮の文章だと思います。

第二段落では「旧大学は範を欧州にとり」や「新制大学は米国式に構成」のように一般的事実から始め、「旧大学は民主的な大学の自治、学問研究の自由を主張」や「新制大学はむしろ一般教養に重点をおく」と各々の特色で結んでいます。これは誰も否定できません。「わが浪速大学は公立大学として日本における最大なるものであり、今後わが国第一流の大学として発展すべき運命を約束せられている」と聞くと、当然だ、よく言ってくれたとなります。そこで、「上記の両特色を共に具備する新しき日本の完備せる大学として」「早く完成せねばなりません」とさりげなく両特色を大学の基本理念として確定させた上で、設置者である大阪府に「わが国第一流の大学として完成させねばならないのだから、そのための十分な予算措置をとりなさい」と迫っていると読めます。この文脈では大阪府は、「それは、おかしい。産業界に貢献するために創った大学だ」となりますから、そう気づかせないように「又一方大阪府が設けたる意味において特に産業日本に寄与する大学」を挿入しています。大阪府は「よしよし」となるでしょう。ところが、国語的には、「又一方」ですから、「以下に述べるような、付加的な意味もあることはある」となります。その「付加的な意味」とは「大阪府が設けたる意味におい

資料9 堀場信吉第二代学長の「就任の言葉」[学報18]

このたび私が計らずも本学学長に就任することになりました。老齢ながら専心本学の充実、進展に努力する考えであります。

わが日本の大学は範を欧州にとり、明治、大正、昭和とわが国独自の発達を遂げたものであり戦後に改正された新制大学はいうまでもなく米国式に構成されたものであります。この旧大学並びに新制大学は共に何れもその特色を持って居り、すなわち旧大学は民主的な大学の自治、学問研究の自由を主張し、一方新制大学においてはむしろ一般教養に重点をおくといふ点において各々特色があると思います。わが浪速大学は公立大学として日本における最大なるものであり、今後わが国第一流の大学として発展すべき運命を約束せられているものでありますから、上記の両特色を共に具備する新しき日本の完備せる大学として、又一方大阪府が設けたる意味において特に産業日本に寄与する大学として早く完成せねばなりません。

大学の自治、学問研究の自由というもひっきょう大学の内容すなわち教授の陣容、学生の素質が十分なる時においてのみ行われるべきであり、論議の問題でなく、実際の内容如何の問題であります。教養に関しては、かつて故小西重直先生が書かれた文に教育は眞、善、美の探究である、しかしその背後に神聖なるものがなくてはならないとありました。戦前の我が国の教育は天皇又は国家がその神聖なるものとして体系ができていましたが、戦後その神聖なるものの信念が失われてしまいました。従って教育のよりどころが無くなったのでありますが、この際吾人は今までよりより大なる神聖なるものをそこに見出さなければなりません。私は、これは人間の尊厳性の再認識であり、人間の崇高なる使命の自覚にあると思います。吾人の教養はどうしても、人間の宗教的な世界的使命の自覚に基礎をおかなければならないと思います。

国家再建の重大なる時期にあたり、特に世界的思想の混乱の危機に際して、大学教育の重責を担う吾人は、一日の偷安もゆるされません。全学一致協力して、その使命達成のため努力しなければならぬと思います。

て特に」です。「大阪府が設けたる大学という意味において特に」ではありません。「大学」を文章から抜いています。こうすると「大阪府が設けたる」は「大学」に係るのではなく、「意味」に係ることになりますから、「大阪府が（勝手に）設けた（特殊な）意味において、産業日本に寄与する大学という側面もある」という意味になります。

第二段落の文章について、この様な説明をすると、それは「読み過ぎ」ではないかと思われるかもしれません。「大阪府立大学十年史」に堀場学長の「大阪府大の思い出」と題する寄稿が掲載されています。次のような文章で始まります。「一般に大学というものは、どうしても総合大学でなければならないというのが以前からの私の持論であります。それは学生の教養という問題もありますが、それよりも大切なことは大学における若い先生方、研究員、助手、講師等が総合大学の中で成長して立派な人格をそなえ、将来大学を担って立つ、または日本の学界をリードするようになるということがもっとも重要なことであるからであります。大阪府立大学のごとき将来性のある大学は、その希望のもと改革にあたらねばならぬというのが、私の就任したときからの考えでありました。」このようなお考えの堀場学長が、「産業に関する学術の中心として」や「産業の発展に寄与する」の縛りの入っている「学則第一条(目的)」を目にされたとすれば、どういう「就任の言葉」になるかを考えると、上述の推論も頷いていただけるのではないのでしょうか。

第三段落でも同様の趣旨の読み方の可能な文が続きます。まず「大学の自治、学問研究の自由というもひっきょう大学の内容すなわち教授の陣容、学生の素質が十分なる時においてのみ行われるべきであり、論議の問題でなく、実際の内容如何の問題であります。」の部分です。前述の「大阪府大の思い出」の趣旨も含めると、「大学の自治、学問研究の自由ということが議論できる立派な総合大学にするために、大阪府は十分な予算措置をとりなさい」と言っているようにもとれます。また「戦前の我が国の教育は天皇又は国家がその神聖なるものとして体系ができていましたが、戦後その神聖なるものの信念が失われてしまいました。従って教育のよりどころが無くなったのでありますが」で「教育勅語」による教育を否定し、「この際吾人は今までよりより大なる神聖なるものをそこに見出さなければなりません。私は、これは人間の尊厳性の再認識にあり、人間の崇高なる使命の自覚にあると思います。」と教育基本法に基づく教育の重要性に言及しています。「今までのより大なる」ですでに比較表現になっているのですが、「今までのよりより大なる」として「より」を挿入してさらに強調し、「今までのものとは比べ物にならない程神聖なもの」とする念の入れようです。尚、この段落に「教養」について述べている文が二つありますが、「教養」では文脈が繋がりにくいので、「教育」の誤植だと思われます。ただ、この二文の主旨は、小西重直（滝川事件時の京都大学総長）の教育学者としての評価⁽⁶⁾によって意味が大きく変わりますので、本文の文脈としては触れないことにします。

「大学は総合大学でなければならない」を持論とし、教育学部を改組して文学部と理学部を新設しようとする学長の就任を、工・農内の「産業の発展に寄与する大学」派はどう思ったかは想像に難くはありません。第四段落の「大学教育の重責を担う吾人は、一日の儉安もゆるされません。全学一致協力して、その使命達成のため努力しなければ

ならぬと思います。」という結びは、そういう妨害派への牽制でもあり、そして、教育基本法に基づいた大学として発展させようと願う大学人への励ましの呼びかけでもあったのではないのでしょうか。

この大学には「大学歌」がない。大学のすべての構成員の統合の象徴としての「大学歌」が必要だ。ただし、京都帝国大学のように「教育勅語・帝国大学令」下での官製の「大学歌」であってはならない。旧弊を引きずる旧大学とは異なり、教育基本法に基づいて創設された新制大学では、広く全学学生の公私の会同で歌う「学生歌」が「大学歌」なのだ。という考えで、専門の作詞家に依頼するのではなく、資料3のような「学生歌」の学内公募となったのではないのでしょうか。審査員は教授だけではなく、助教授、講師からも出ており、学生代表も選ばれています。交渉中とはなっていますが、一行詩「春」「てふてふが一匹韃靼海峡を渡つていつた」で知られる詩人安西冬衛も加わっています。なぜ安西冬衛なのかとなりますが、これは安西冬衛が堺中学校(大阪府立三国丘高校の前身)の出身で、当時も教員・学生に堺中学校関係者が多かったからではないのでしょうか。私事で申し訳ありませんが、安西冬衛は(高校の)先輩にあたり、また出身中学校の校歌(山大いなり わが石尾 希望の高嶺 おおらかに 仰ぐ叡智の 広し門 集え若人 眉若く 青雲高き 志 明日あり 石尾中学校)の作詞者でもあります。この公募記事を見た時、不思議なつながりを感じました。賞金が五千元です。当時の事務職三級一号俸は月額 5000 円、大学授業料が年額 6000 円ですから、堀場学長の思い入れがかなりのものだったことが推察されます。作曲は「専門家に委嘱する」となっています。資料1では「京都市立音楽短期大学 作曲」とあります。堀場学長はこの年6月に京都市立音楽短期大学の学長に就任されていますから、その人脈でしょうか。資料4に「試験中にもかかわらず、応募作品は、二十四篇の多きに達しその内本学職員の応募は八篇であった。」とあります。この表現から、当時の学生たちが学生歌公募に積極的に応えて16篇もの応募があったことが分かります。佳作となった田部勝昌さんは公募の前月に事務局主事補から主事に昇任辞令を受けています。昇任に応えるという気分高揚があったのでしょうか。迎える3月は浪速大学としては最初の卒業式です。第1期卒業生と彼らを送る教職員・在校生の歌声は式場に晴れやかに響き渡ったことでしょう。

翌1953年には、亀井平(第二学生歌作曲者)さんが工学部金属工学科に入学、佐藤益弘さんの1年後輩となります。7月朝鮮戦争休戦協定、翌年7月自衛隊発足と動きます。その年2月に京都大学農学部教授を辞職した並河功が6月に農学部教授として着任。すぐ10月の学部長・評議員改選で農学部長・評議員(農学部)に選出されていますから、「大物教授」としての着任と推察されます。5月に経済学部が設置され、工・農・教育・経済の4学部体制となり、1955年9月「浪速大学」を「大阪府立大学」と改称。10月に赤崎繁が評議員(工学部)に就任。12月には原子力基本法が制定されています。前年度には中曽根康弘が絡む、かの有名な原子力研究開発予算2億35百万円(この数字の並び235は²³⁵Uに由来することはご存知のとおりです)が出ており、原子力の平和利用と称して原発事業に邁進することになります。後述しますが、赤崎繁は学内での原子力研究推進に深く関わることになります。

学名改称により学生歌はどうするか学内で議論になったでしょう。佐藤益弘さんは四

年目になっています。学生たちの間では自然と浪速大学を府立大学に変えて歌いはじめていたのではないのでしょうか。もし、新しい学生歌を作ろうという声が多数であったなら、新しい学生歌募集は前回と同様の手続きで学報にも記載されていたはずですが、ところが募集の記載はなく、翌 1956 年 2 月、突然の「新しい学生歌決まる」の記事記載(資料 6)となったことは前述しました。応募総数は 17 編と大幅に減少しています。どれだけの学生応募件数があつたのかも明らかにされていません。堀場学長専断での強行とは考えにくいので、重要案件として評議会決定となります。前回募集時とは異なり、評議会メンバーには並河功と赤崎繁が評議員に加わっています。理学部・文学部を創設し総合大学化を目指す堀場学長と工・農内の「産業大学派との不協和音、廃止対象となっている教育学部が内包していた諸問題も含めると、任期最終年に入った学長への風はどのようなものであつたかは想像に難くはありません。堀場学長は「大阪府立大学十年史」に寄稿された「大阪府大の思い出」の最後を、「学部が少ない大学の評議会の組織は、かかる点を大いに考えなければならぬ問題と思います。」で結ばれています。在任中の評議会運営がどのようなものであつたが推察される婉曲な表現の一文です。ところで、入選した田部「昌一郎」さんの作品よりも、前回佳作となった田部勝昌さんの作品の方が優れているように思えてしまうのは、なんと皮肉なことでしょうか。

(3) 反動化への動きのなかで

1956 年 11 月並河功学長(第三代)が就任します。「就任のことば」[学報 54]を資料 10 に示します(次頁)。「就任のことば」とありますが、就任にあたって学長としてどういう大学を目指して行くのかという前向きの所信表明のようなものは何処にもありません。管理者目線からの教職員・学生への指示と自論の押し付けがあるだけです。資料 9 の堀場学長のとは大違いです。

第二、第四段落で「大学の自治・研究の自由」に言及しています。しかし、ここで述べているのは、日本国憲法と教育基本法に基づく「大学の自治・学問の自由」の理念とは大きく乖離した特異な自論です。しかも、「学問の自由ですから、何を研究されても結構であります。しかし、研究結果を公表する、あるいは教授するとなると話は別であります。国体を損なう恐れのあることについては、公表も教授もできないのは当然のことであります。」という戦前の滝川事件で当時の政府・文部省が用いた「論法」そのものです。これを読んだ、良識ある教職員は、これが学問の自由の伝統を誇る京都大学から来た教授の考えかと驚き呆れたことでしょう。研究結果は隠匿するのではなく、広く公表して全ての研究者の研究に役立てる、及び、空論ではなく研究結果に基づく論考を教授するのは学問の基本原則です。このことを理解せずに言っているのなら、大学教員としての資質が疑われますし、判って言っているのなら犯罪的です。「各種研究会の結成とか、会合の場所などについては、職員、学生を問わず部局管理者の諒解をもとめるのが常識です。」との発想は、学問研究の内容に干渉しようとする権力者の発想です。「どこでなにが行われているかわからないのでは管理者の職責がつくせないからです」ではなく、学問研究ができるように十分な条件整備に努めるのが、管理者の職責をつくすことではないのでしょうか。学長としての「良識」でもってすれば、学長「自らなしていいことの限界は認められるはず」となるはずですが。

最終段落で「徳性」に言及しています。教育基本法の理念では「徳性」という教育概念はありません。まさか「教育勅語」の「徳器ヲ成就シ」を念頭において、「低下した徳性の水準のなかなか回復しないことが社会のなやみです」と述べているのではないのでしょうか、続く文で「わが国では教育勅語がたな上げになって教育家は徳育の拠点を失ったといい」と他人の言葉を装いながら、「教育勅語」に言及しています。おそらくこれがうっかり漏らした本音でしょう。「たな上げになって」という表現は、「教育勅語」の「温存」を謀るための巧妙な「言い回し」です。「教育勅語」は「たな上げになった」のではなく、日本国憲法前文の「この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」や「教育勅語等排除に関する決議」・「教育勅語等の失効確認に関する決議」の国会議決で、明確に破棄されたのです。破棄された「教育勅語」に関わる「概念」を持ち出すことは教育者として許されることではありません。その長たる学長ならなおさらのことです。米国の教育界のことを引用していますが、これも誤引用も甚だしい記述です。勿論、「途方にくれている

資料 10 並河功第三代学長の「就任のことば」[学報 54]

このたび私が学長選挙に当選して、学長に就任しましたことは、私の望んでいたことでもなく、また私がその適材であるかどうかとも知りませんが、本学に職を奉じているものとして、大学の自治を尊重する立場から、これは辞退すべきでないと考えてお受けしたのであります。ただ三代目になって曲がりなりにも学内から学長がでたということは良い先例になると思います。将来は卒業生である職員の中から学長の選ばれる時も来るでしょうが、それは相当先のことになります。

学術の進歩と学生の教育のために大学の自治と研究の自由がいかに大切であるかということは、すでに論じつくされたことで、今日では通念となっています。ここで自治・自由というのは、学内の人事決定の自主性と、講座あるいは教室の研究の自由を指すので、それには相応した責任が伴っています。大学人は勝手になにをしてもよろしいということでもなく、大学には治外法権があるわけでもありません。職員はすべて、租税負担者の総意を通じて給与を受け、法規に従って活動する職責を負わされています。大学の運営は法規の定めるわくの中で行われるのであります。(中略)

大学の自治と自由を守るために、学内での政治運動と宗教活動は禁じられています。学内が政争や宗派争いの場にならないようにということと、また学内でいわゆるひもつきの活動をしてそのために自治と自由の損なわれるのを防ぐためです。これは学生の課外活動などについても戒心を要する点です。しかし政治や宗教に関する研究は少しも差支えありません。それにしても各種研究会の結成とか、会合の場所などについては、職員、学生を問わず部局管理者の諒解をもとめるのが常識です。どこでなにが行われているかわからないのでは管理者の職責がつくせないからです。また政治や宗教について、研究と活動との限界が論議されるのをよく聞きますが、これは大学の自治を守る立場にある者の良識をもってすれば自ら限界は認められるはずです。

このごろになって戦禍の物的面の回復は割合早いという感じがします。ただ戦争の影響によって低下した徳性の水準のなかなか回復しないことが社会のなやみです。米国のように勝った国でも同じようなことをいっています。わが国では教育勅語がたな上げになって教育家は徳育の拠点を失ったといい、クリスチャニティーを基調としていた米国の教育界では、人種、宗教などを自由平等にという趣旨から公立学校で聖書を引用することを禁じられて途方にくれているそうです。元来大学というものは知識ばかりではなく、徳性に関しても社会の高い基準を示すものと見られています。大学が学問の発達に貢献しなければならないことはもち論ですが、同時にわれわれは道理の感覚を磨き、ヒューマニティーの心情を深く掘り下げてこれを実践にうつし、社会の道德水準の向上にもなにがしかの役に立つように心がけて行きたいものです。

そうです」とさりげなく責任回避の文脈にすることも忘れていないところが巧妙です。「徳性・徳育」という言葉の刷り込みから始め、文脈途中で「道理」に置き換えて、最後に一般用語の「道徳」で文を終えるという構成はさすが「智恵者」といえるのでしょうか。冒頭で言い訳をしていますが、「学長に就任しましたことは、私の望んでいたことでも」ないのですから、「大学の自治を尊重する立場から」は当然「これは辞退すべき」だったのではないのでしょうか。

1938年6月、大阪毎日新聞社編で「大黄河」⁽⁷⁾という本が出版されています。その「緒言」に「蜿蜒一千里、源を遠く青海省巴顔喀喇の山麓に發し(中略)。その姿やまさに老大国支那に譬へられるではないか。だが見よ！歴史はいま轉回する、大黄河の川面に新生の旭光が輝いた。この洋々たる大河の畔に明朗なる王道樂土は築かれつゝあるのだ。(中略)新しき支那を解剖せんとするものは、まづ古き黄河を解剖しなければならぬ。本社が諸権威に請うてこの大河の種々相を究めんとするゆゑんもこゝにある。」とあります。この「諸権威」のひとりとして並河功京都帝国大学教授(農学博士)が選ばれ、「黄河流域の果物」とする10頁の論文を寄稿しています。論文末尾は「栽培法の改良を指導することである。それによって彼の地の民衆を潤し、同時にこちらの園藝の發達にも資することになり、共存共榮の實は擧がるのである。」と結ばれています。皮肉な結果ですが、並河教授の思想背景がよく表れている文ではないのでしょうか。

並河学長就任の翌年(1957年)2月、赤崎繁は工学部長に就任し、赤崎繁が委員長となる「原子力に関する学内委員会」発足を評議会が議決。3月佐藤益弘さんと亀井平さんが卒業。佐藤益弘さんは1年遅れの卒業ということですが、事情はわかりません。卒業式ではおそらく第二学生歌が演奏されたと思いますが、佐藤益弘さんはどんな思いであったのでしょうか。

4月、廃止された教育学部に替えて教養部が発足します。これで総合大学へと発展する道は閉ざされ、工・農・経済の三学部体制の固定化で、学則第一条の「本学は、産業に関する學術の中心として、(中略) 有為な人材を養成し、(中略) 産業の發展に寄与することを目的とする」大学への道を突き進むことになります。第一学生歌で謳われた「学問の自由・真理の探究」の崇高な理念とは大きく異なる方向が「学是」となった大学において、第一学生歌が大学当局からどのような扱いを受けるかは想像に難くはありません。

1958年6月第二次岸内閣発足(佐藤義詮防衛庁長官)。1959年2月「大阪府立大学十年史編集委員会」設置、4月佐藤義詮大阪府知事、5月第1回編集委員会、10月創立十周年記念學術講演会開催(赤崎繁講演題目「原子力船について」)、1960年1月新日米安保条約調印。2月には前述した学則全面改訂が行われ、第1条(目的)では「人格を備え」の部分だけが何故か削除されてしまいます。6月新安保条約発効。10月の大学祭文化講演会では、林直道大阪市立大学助教授が「國際情勢について」と題する講演をされています。全国的な安保条約改定反対運動の盛り上がりのなかで府立大学がどのような雰囲気であったかが推察されます。このような運動のなかで、第一学生歌は歌い継がれていたことでしょう。しかし、並河学長のもとの入学式で第二学生歌を歌わされたであろう新入生は四回生になっています。大学の公式行事での学生歌は第二学生歌と思う学生は、年経

るごとに多くなっていたことでしょう。

(4) 元帝国軍人が学長になるという大学になって

11 月、これまでの三人の学長とは異質の経歴を持つ赤崎繁が第四代学長となります。翌年(1961 年)2 月、(最後の)「十年史編さん委員会」が開催され、3 月に出版されています。消されようとする第一学生歌を何とか大学史の書物に残そうとする思いの委員が編集委員会のなかにおられたのでしょう。本文に経緯の記載は叶いませんでしたが、付録としての記載で何とか残せたのだと思われます。赤崎学長当局からすれば、この歌はいずれ消え行く、付録記載程度ならいいだろう、捨て置けとなったのでしょうか。記載のために頑張られた委員各位に、心からの敬意を表したいと思います。

赤崎学長は異質な経歴を持つと上述しました。学長に就任しなければ、その異質さは学報記載にならず、闇に埋もれたまま、「東京帝国大学卒、大阪帝国大学教授を経て、本学工学部船舶工学科教授に就任。造船工学の権威」として終えたことでしょう。皮肉なことです。卒業後すぐ 1922 年 4 月海軍造船中尉として軍人になり、1941 年 10 月に大佐まで登り詰めた後、太平洋戦争が始まると、翌年 1942 年 3 月に予備役として現場を離れ、大阪帝国大学教授に就任。しかし、海軍技術研究所の研究業務嘱託として軍には関わり続けています。1946 年 6 月公職追放となりますが、講和条約調印により 1951 年 12 月の「教職資格確認」を受けて、1952 年 9 月浪速大学教授就任となります。軍事に関わる研究を行わないのが学問研究の基本理念ですが、赤崎繁の場合は「帝国軍人」ですから「軍事に関わる」というレベルとは次元が異なります。大日本帝国憲法のもとでは「輝く」経歴を基に「帝国大学教授」に就任できても、日本国憲法のもとでは国公私立を問わず「大学教授」には相応しくない人物です。どの様な審査を経て「教職適格確認」がなされたのか、さらに、どの様な教授採用人事の審議が教授会でなされたのかが疑われます。

赤崎学長の「就任のことば」(資料 11)には、その異質さが際立ちます。この言葉は、大学構成員への「ことば」ではありません。最後の部分に「学内外各位」とありますが、「学外各位」への「学長宣誓」としか読めない「ことば」です。「大学の自治と学問研究

資料 11 赤崎繁第四代学長の「就任のことば」[学報 96]

先般並河学長の任期満了の伴う学長選挙において、はからずも私が当選し、学長として就任することになりました。

大阪府立大学は創立後すでに十年を経過し、過去三代にわたる学長の不断のご努力によって一応その基礎が確立し、まさに一大飛躍への途上にあります。

このとき学長として重責を担うこととなりました上は、本学の充実発展に専心努力いたしたいと思っております。

すなわち、大学の自治と学問研究の自由および学生自治の問題が、大学教育体制の中で良識的に守られることに責任をもつとともに、現下わが国の重要問題である科学技術教育の振興と促進、産学共同体制の確立、本学のかねての懸案である一般教育制度の解決、諸施設整備拡充計画の遂行はもとよりその他の諸問題についても、全学一致態勢の下に進めてまいり、大学創設の目的である産業総合大学としての使命達成に努める所存であります。

学内外各位のご支援とご協力をお願いする次第であります。

の自由および学生自治の問題」については「大学教育体制の中で良識的」に守らせませす、「産学共同体制の確立」に努めます、というとんでもない誓いの「ことば」です。本人は意識していないのでしょうか、「帝国軍人」としての隠せない体質・習性が露見してしまっています。1962年3月の卒業式で佐藤義詮が知事祝辞[学報116]を述べています。学長告辞の二倍超にもなる力の入れようです。「戦前までは教育勅語というものがあった一本の筋が通っていたが、敗戦でそれがなくなってからその反動で虚脱状態となり、正直者が損をするとか、ごね得とか、無理が通れば道理ひっこむとかいう色々の試煉がある。(中略)“雲をぬきあらしをこえておのづからけさの朝日に映ゆる富士かな”という歌を作ったことがあるが、いつどんなはげしい動揺の中にも永遠の真理を失わず、真理にひざまずくという気持ちが大切である。(中略)西ではドイツ、東では日本と日本民族の優秀な素質は世界が認めるところである」という調子です。赤崎学長の大学ということで気が緩んだともいえますし、あるいは、赤崎学長への「エール」のつもりだったかもしれません。1962年4月の赤崎学長の入学宣誓式告辞[学報117]には、「人格の完成については、本学の教育方針は憲法と教育基本法に基づいており」という部分があります。ところが、「個人の権威と義務の自覚を身につけ」という風になりますから、用語の誤用で、せっかくの「巧言令色」も「真」無しでしょうか。赤崎学長の下で、「原子力研究会運営委員会」開催が繰り返され、1964年11月には大阪府立放射線中央研究所が府立大学の南に隣接して設置となります。

この11月外山修第五代学長が就任します。1956年2月の「新しい学生歌決まる」から8年半、第一学生歌を伝える「府立大学十年史」も発刊から3年半を経て図書館の書架の片隅で積もる微塵が見え始めていたでしょう。学生たちの入れ替わりも三回り目に入っています。1965年4月入学の奥野学長が第一学生歌をご存じなかったように、この時期、第一学生歌を学内で聞く機会は、学生たちにとって皆無になっていたのではないのでしょうか。

(5) 大学民主化の流れのなかで

1966年4月、事務局出納係長であった田部勝昌さんが大阪社会事業短期大学事務局会計課長に転出、1967年10月、佐藤益弘さんが工学部助手に着任しています。1969年7月1日、経済学部学舎が封鎖されますが、10日に自主解除。14日に大学改革準備委員会が開催され、以後、17日、23日、26日、29日と続きます。30日には評議会主催で「大学立法反対全学抗議集会」が開かれ、8月4日には「大学立法の強行採決に反対する全学集会」が開かれています。大学改革準備委員会は8月5回、9月4回、10月2回、11月にはなんと15回、12月2回開催され、17日に改革草案公表にかかる記者会見、11月の大学祭では全学シンポジウム「府大像を問う」開催と、全国の大学民主化運動に連動して、府立大学でも大きな運動の盛り上がりがあったことが分かります。助手職にあった佐藤益弘さんの姿もこの運動の中にあっただように思うのですが如何でしょうか。翌1970年3月、「佐藤益弘工学部助手退職」の記事が学報に記載されます。どういう理由の退職なのかは気になります。4月京都府知事選挙で社会・共産統一候補の蜷川虎三が自民・公明・民社の柴田護に圧勝、革新統一の確かな流れは、この後全国に広がって行くことになります。11月の学長任期満了を控えて、9月に「学長・学部長選考方法立案委員会準

備会」が3回、「学長・学部長選考方法立案委員会」が9月1回、10月5回、11月3回と開催されます。11月小野宗三郎農学部教授が学長職務代理となり、1971年2月に「学長選考規定全部改正」が行われています。その内容は、全ての常勤教職員に選挙権を認め、学生・院生にも「除斥投票権」を認めるという画期的なものです。府立大学民主化運動の輝く成果といえます。6月に学長選挙が行われ、小野宗三郎学長(第六代)が誕生します。小野学長は堀場学長の研究室の出身です。小野学長の告辞についても触れたいのですが、字杵がありません。人柄が溢れているようなとだけ記します。本稿の資料を調べている過程で、府立大学在任中に温かいご助言をいただいていた農学部の高橋克忠教授が、小野学長のお弟子さんということを知りました。不思議な繋がり、顔がほころぶのを感じました。

この年4月には、黒田了一知事による革新府政が始まっています。「お金は出すが、口は出さない。府立大学の運営は、大学の自治の原則にのっとり大学に任せる。」という時代の訪れです。これまでの大学反動化のなかで第一学生歌が消えてしまっていたとしても、「永久に輝く 世紀の光栄 固き礎 吾等の上に 誇る吾等が 理性の若人 共に究めん 究めん真理 真理 真理 真理の府立大学」と高らかに謳い上げた第一学生歌の理念が生かされることになったでしょう。

5 エピローグ

その後の反動化の流れと、その極みといえる安倍政治と維新府政のもとで、大学の自治と学問の自由が蹂躪される事態が相次ぎました。2005年には伝統ある大阪女子大学は府立大学との「統合」という名目で廃学となり、その後、教員組織の定数及び建物・大学用地等、その殆ど全てが「抹消」されました。唯一、女子大図書館にあった貴重な図書の一部が府大図書館の地下1階西側の閉架式書庫に在りし日の姿を潜めているだけです。

「統合・法人化」に関わる一連の流れのなかで、時の南努学長(第十三代)が大阪府の強圧に「逆らえば大学が潰される」と屈服し、言われるままの「組織改革」を強行。最終的に全学部組織を解体、「教育組織」と「教員組織」に分離。全教員をいずれかの「教員組織」に所属させ、教育上の必要に応じて「最も相応しい」教員を「教育組織」へ派遣させる体制にします。さらに「教育組織」は、設置基準の厳格な「学部・学科」制を、「学際」ということで緩い基準となる「学域・学類」制へと改変。これで、設置基準に従って学部・学科ごとに教員定数を定めるという、縛りが無くなり、「教員組織」全体として総教員数を掌握すればよくなります。「学域・学類」の変更手続きは「学部・学科」の変更手続きに比べて容易なので、「教員派遣体制」を効率化すれば、如何様にも教員数の削減が可能な制度というわけです。

工学部と農学部(改組前に農業経済学分野を廃して「生命環境科学部」に改組済み)はそのまま温存されますが、人間社会学部、理学部、経済学部は廃止されます^⑧。理学部は、学部丸ごと一つの学科に格下げされ「生命環境科学域」内の「理学類」にされてしまい

ます。基礎科学が応用科学の一分野内に組み込まれてしまうという学問体系破壊のとてもないことが強行されたわけです。しかも学域内の順位も、「獣医学類」「応用生命科学類」「緑地環境科学類」「理学類」と末尾の位置付けです。「生命環境科学とは関係ないモノが紛れ込んでいる。予算状況が厳しい時節に、こんな無駄は府民に対して説明しうるものではない。三学類にすべし」という大阪府の次のシナリオが用意されているかのようです。残る経済学部と人間社会学部の行く先は「現代システム科学域」となりますが、そもそも「現代システム科学」というのは「現代システム科学博士」という学位の認証されていない曖昧模糊とした「学問領域」⁽⁹⁾です。申請書類にもあるように「現代の問題」が変化すれば如何様にも「改組」しうるというのが前提になっている組織です。もしこのような目的の組織が必要であれば、当該企業がその営利追求目的に応じて企業内研究所として設置すべきものです。真理の探究を目的とする大学には設置する必要もないし、本質的にあってはならない組織です。皮肉な言い方になりますが、「現代システム科学域」がいつまで存続しているか今後の推移に注目したくなります。

「研究論文数」「学会発表件数」に加えて「外部資金獲得額」「特許申請数」で業績評価され、それが年収にも影響を与える状況下、時流に「聡い」教員は、大学本来の研究を打ち捨て、外部資金獲得の為に営利企業との共同研究プロジェクトにのめり込んで行くこととなります。特許申請に係る研究データを含む為、卒業研究発表会・修士論文公聴会等において、出席者に発表内容秘密保持の誓約書を要求するまでの異常な事態も生じています。教育研究の基本が蝕まれ、学問の内部崩壊が進行しているのです。「学問の自由？ そんな固いことをいっていたら、この競争資金万能の世界で、『選択と集中』の方針の下で生きていけませんかな」と言い放つ「業績評価の高い」教員、あるいは統合後の「新しき大学」での自己の居場所確保に専心する「賢明な」教員が幅を利かせている大学に、未来はあるでしょうか。

内村鑑三が「西洋文明の心髄」⁽¹⁰⁾で「嫉妬と名誉心とは、多くの学士と博士とをして真理の専売家たらしめ、おのれ得て人に施さず、人得て恨み、他人の研究の結果を盗み来りて自己の発見と称して世に誇る事あり。名利を目的とする学問に、永久の発達なし。真理は徳義的なり、宇宙は愛の表現なり、之を究めんとする者は愛と誠実とを以てせざるべからず」と述べているように、今こそ、大学における教育研究の本義に立ち返ることが求められています。本拙稿での仮説がそのお役に立てれば幸いです。

[補注]

(1)末川博「彼の歩んだ道」岩波新書、1965年

(2)古川安「化学者たちの京都学派－喜多源逸と日本の化学－」京都大学学術出版会、2017年

(3)大阪府立大学10年史編集委員会「大阪府立大学十年史」1961年

(4)7月28日の講演時に、ご参加の府立大学OBの方にもお聞きしましたが、ご存知の方は一人もおられませんでした。

(5)2008年4月に大学史編纂研究所（山東功所長）が設置され、翌2009年3月に山東功著「「大学」を学ぶ－大阪府立大学史への誘い－」として刊行されています。奥野学長は当時法人理事・大学副学長であり、こ

の書物の「はじめに」では「大阪府立大学史に関する調査研究は、南努大阪府立大学学長の指定により 2008 年（平成 20 年）4 月に設置されたバーチャル研究所の一つ、大学史編纂研究所で行われている。設置に関しては奥野武敏理事、中西繁光理事からも強いご支援を頂いた。」と記されています。大学史編纂の責任者である山東功所長への何らかの確認作業があったのではと推察されます。尚、上述の書では、学生歌については記述がなされていません。

(6) 小西重直は「学校教育」博文館 1908 年の第 9 章「教育の理想本論」で次のように述べています。「教育の理想は此を一口にて言ふならば意思を本體とする所の精神作用及意思の命に従ふ所の身體の動作によりて善良にして價值ある目的を實現し得る力を有する國民を作り上げることである。善良にして價值ある目的とは國により時代によりて異なる所があるものであるが我邦に於ては教育勅語の御聖旨即ち此れである。(中略)おそれ多くも教育の勅語は即ち我國の教育の大方針を示し玉ひたるのみではなく此勅語の御精神は實に我國家の精神であり我國全體の精神であらねばならぬ。(中略)『ペスタロッシー』も『スペンサー』も『ヘルバルト』も『ヴェルマン』も『ナルトプ』も『ベルゲマン』も勅語の前では喧嘩が出来ぬのである。(中略)我邦の教育界は諸外國の教育界を指導する様になりはじめたのである。恐多くも教育勅語の御聖旨は客觀的の價值を發揮し科學としての教育學に於ける教育の目的となるのである。」

そして 22 年後の「教育の本質觀」玉川學園出版部 1930 年では、「緒言」で「私の認識的思惟力はこれを見破るには餘りに微弱である。認識的思惟力は微弱であるが、本質を見破ろうとする私の内面衝迫は奔流の如くにして自ら抑ふことが出来ない。そして教育本質の實體を認識的に論究してみようとすると、本質は私より逃げ去ってしまふのである。併し私は常に教育の本質を自己内面の體驗として直感する。」となります。

さらに 17 年後の「民主教育の本質」永澤金港堂 1947 年では、「序」で「私は昭和五年拙著『教育の本質觀』(玉川學園出版)に於て、教育其のものの本質についての卑見を公にした。新日本建設のための新教育は、その根本精神に關して、本書に於ける私の研究と一致する所が多いのである。今度の著述『民主教育の本質』は『教育の本質觀』の自由なる敷衍であり延長でありまた發展である。文化國家、平和國家の建設によりて世界の文化の發展に寄與し、世界の平和を促進すべき新日本の使命達成に力めつゝある人により高教批正を仰ぐことが出来ればまことに幸いである。」へと変遷させています。

(7)大阪毎日新聞社編「大黄河」大阪毎日新聞社、1938 年

(8)羽曳野キャンパスについての論考は省いています。ご了承下さい。

(9)文部科学省への申請書類でも「学域の名称を当該名称とする理由」として「本学域は、現代を知識基盤社会への移行期ととらえ、人類が蓄積した知識の集積を既存分野の枠にとらわれず利用し、現代社会の様々な問題解決に寄与するためのシステムの思考力、領域横断的応用力を養成することを目指す。本学域の幅広い学際性は、既存の学部、学域名称になじまない。そこで、現代的問題に対して、複数分野の研究をシステムの組み合わせることにより解決を図るという意味で、本学域の名称を現代システム科学域とした。」と説明し、また、「システムという用語を、相互作用する要素群の集まりという広義の意味で用いる。」としています。

(10)内村鑑三全集 第 3 巻 岩波書店、1982 年

[追記]

本稿作成にあたり、PDF 化されている「浪速大学學報」「大阪府立大学學報」等を資料に加えて考察を行いました。そのために、講演内容に大幅な補稿を行ったものになっています。講演時には考察が十分でなかったことをお許し下さい。また、字数の関係で、喜多源逸・櫻田一郎・李升基・福井謙一に関わる部分は省かせていただきました。ご了承下さい。

つねとう
恒藤

恭と「学問の自由」を考える

——「世界苦を克服する世界苦」の思想——

大阪市立大学名誉教授 広川 禎秀

はじめに

私のテーマは「恒藤恭と『学問の自由』を考える」です。主催者から「早くテーマを決めてください」と言われて、その場で「これぐらいにしようか」と言って出したテーマでしたので、あとで少し苦労しました。サブタイトルの「『世界苦を克服する世界苦』の思想」が実際のテーマです。



「『世界苦を克服する世界苦』の思想」というサブタイトルは、5月25日に、大阪市立大学都市経営研究科の開設記念シンポジウムで、パネラーの一人として私がおこなった報告のテーマです。そのシンポジウム全体のテーマは「小磯良平が描いた恒藤恭」、そのサブタイトルが「大学の原点を見つめて」でした。いま、スクリーンに映している絵が、その小磯良平が描いた恒藤の肖像画です（次頁掲載 注・参照）。

恒藤恭は1888年に松江に生まれ、1967年に78歳で亡くなりました。1949年に新制大阪市立大学の初代学長となり、1957年まで8年半その職にありました。恒藤は、1933年の京大滝川事件で「死して生きる途」という言葉を残して京大を去ったことで知られています。この言葉は、権力の弾圧に抗する京大法学部の教員・学生の一大闘争のさなか、自治擁護の決意を語った名言でした。戦後、憲法23条に「学問の自由は、これを保障する」と書き込まれましたが、これは滝川事件などの闘いがあったからです。

恒藤は、近代日本の最も困難な時代——無謀な侵略戦争と全体主義の時代——を生き、戦後は、敗戦日本を平和と理性の途に再建する先頭に立った知識人です。

私が恒藤に関心を持ったのは、1971年に大阪市大に赴任し、大学史の編纂に関係してからです。その後私は、恒藤は戦後民主主義と平和主義の思想を、戦前・戦中に準備し

た知識人であり、自分自身の研究対象として本格的に研究すべきであると考えてに至りました。

現在、憲法9条をめぐる歴史の岐路にかかわる国民的議論が繰りひろげられ、改憲を主導する国家権力の中枢では堂々と公私混同がまかり通り、それが止まることを知らないような社会のモラル崩壊も引き起こすに至っています。大学もその圏外にあるわけではありません。軍学共同も起こり、日本国憲法が大学に期待した役割を果たせるかどうかの岐路に立っています。そうであればこそ、大学は国家と社会、文化のあり方について根本的に探究するという原点に立ち返り、そこから国民の負託に真にこたえる使命を再認識する必要があります。

小磯良平「恒藤恭肖像画」 大阪市立大学学術
情報総合センター恒藤記念室所蔵

近代日本の最も困難な時代を生きた知識人、恒藤恭の歩みを振り返り、激動する時代に大学が存在意義を発揮する手掛かりを考えてみたいと思います。

1 京大滝川事件と「死して生きる途」

1933年7月号の雑誌『改造』に発表され、京大法学部の教員や学生達に絶大な感銘を与えた恒藤の論考「死して生きる途」には次のように書かれています。

「自由独立の立場から真理を探求し、真理を教へることにより、社会及び国家の存立発展の為に貢献する公共の機関たること」において、大学はその独自の存在理由をもつ。そして、「斯かる大学の本質を擁護するために努力し、これを傷けむとする一切の侵害に対し断乎として抵抗すること」が、右にいはゆる大学教授の基本的実践の内容を成すのである。（中略）

外部からの不法なる圧迫により大学の本質が否定されようとするとき、大学は進んで死することによって自己の真の生命に生きる途をえらぶ外はない。（中略）死することによって生きるのは、実践の根本義ではあるまいか。

（佐々木惣一編『京大事件』1933年。アンダーラインは広川、以下同じ）

恒藤は、大学の本質は真理の探究とそれに基づく教育にあり、それが否定される事態が起こったとき、大学は「進んで死することによって自己の真の生命に生きる途をえらぶ外はない」と、不退転の決意を述べています。滝川事件で京大法学部は敗れました。しかし、「死して生きる途」という言葉は、戦時下を生きる恒藤の座右銘ともなったと思います。とはいえ、それは至難な途でもありました。

注目したいことは、恒藤が京大事件の闘いのなかで、教授たちと固く連帯して立ちあがった学生大衆を闘う仲間として発見したことです。恒藤は「総長と教授と学生大衆」（『文藝春秋』1933年8月号、『京大事件』所収）のなかで、1933年5月26日、法学部教授全員が総長に辞表を提出し、全学学生大会会場の法経第一教室に姿をあらわすと、会場に満ちあふれた学生が物凄い拍手で迎え入れ、壇上に立った恒藤は、涙をとどめ得ないまま茫然とその光景を見守っていたと書いています。学問の自由のために闘う学生大衆の姿に直接接し、彼らを共同の仲間として発見したのです。私は、恒藤が学生を上から見下ろす態度ではなく、同じ目線で連帯・共同する感性を持っていたことに注目したいと思います。

恒藤は、その学生や教官たちを激励し、確信を持たせるために「死して生きる途」を書きました。恒藤は大学教授でも、他の教授たちとは違っていました。私が、恒藤を「大学教授」と区別して「知識人」と言うのは、こうした自由と進歩のための闘いにおいて、大衆に対して強い連帯の姿勢を鮮明に示すことを辞さなかったからです。

2 「私の信条」

戦後、恒藤は、多くの人が称えた「死して生きる途」の一文について「忸怩たる感じを禁じ得ない」と書いています。1951年3月号の雑誌『世界』に掲載された「私の信条」という一文です。「忸怩」とは「恥じ入る」ということです。

京大事件の当時、私は「死して生きる途」という一文を雑誌『改造』に発表したものである。それを執筆したときには相当に突きつめた気もちで書いた（中略）、——死して生きる途をたどるというようなことは、言い易くして、真に実行することは極めて困難であり、過去をかえりみて甚だ忸怩たる感じを禁じ得ない。

「死して生きる途」を「真に実行することは極めて困難であ」ったというわけです。戦争と全体主義の時代を生きた大学教授や文化人の多くが、戦後、戦時下のみずからの

態度について「悔恨」の感情を持ったと言われます。「悔恨」の内容が重要ですが、恒藤の「忸怩たる感じ」は、ふつうの「悔恨」とはニュアンスに違いがあります。実際に恒藤は戦時下の困難にどう向き合ったか見る必要があります。

恒藤は、滝川事件で京大を辞めたあと、同僚の末川博とともに、河田嗣郎大阪商科大学学長の招きで、商大の教員となりました。しかし、文部省が二人の教授採用を認めなかったため、教授待遇の講師ということになりました。河田があえて二人を採用した決断は重要です。その結果、商大の自由の学風はいつそう強まりました。しかし、1937年に日中戦争が始まり、国家総動員体制のもとで弾圧体制がみるみる強まりました。

1943年には大阪商大事件——戦時下最末期の大規模な弾圧事件——が起こります。恒藤の同僚名和統一をはじめ大阪商大の教員・学生など数十人が治安維持法で検挙・投獄されました。獄死者も出ました。大阪商科大学は権力の監視体制の下に置かれ、大学は弾圧拡大を避けるため、証拠とされかねない大学の文書を徹底的に処分しました。

恒藤にとって、「死して生きる途」で説いた「真理」を教えることも困難な時代でした。1939年のことですが、恒藤はゼミ生の山崎時彦——恒藤を深く尊敬し、戦後大阪市の法学部教授となりました——らに時局認識を問われました。山崎によれば、恒藤は「長い目で見るとやはりよくなっている」と答えたというのです（山崎『早春腥風』1991年）。卒業と徴兵を控えた山崎にとって、その言葉は理解を絶するものでした。ちなみに、恒藤は息子の武二にも一切時局の話はしませんでした。それを、私は、武二氏から直接聞きました。山崎や息子に対する恒藤の態度は、国家権力の弾圧は予期できないすさまじいものであることを知っていたために、彼らを巻き込むことを恐れてとられた態度と考えられます。

恒藤は、弾圧体制のもとで、どのように「死して生きる途」の実践を試みたのか、さらに見なければなりません。

3 名和統一の日中戦争認識と抵抗

当時、日本人にとって日中戦争の本質を正確に認識し、その見通しを得ることは容易ではありませんでした。日本が中国の要地を次つぎに占領していったからです。

恒藤にとっては、日本の中国侵略の成否を左右する抗日統一戦線の見通し、それを規定する世界史の動向を正確に把握することが重要でした。その点で、同僚名和統一によ

って正確で、貴重な情報を得ることができたことは大きかったといえます。名和は、中国共産党とつながる中西功らと親しく、当時の日本ではずば抜けた中国認識を持っていました。

名和は、1937年に名著、『日本紡績業と原棉問題研究』を刊行します。中国の抗日派雑誌が名和の著作に注目し、その結論部分を訳載しました。名和はそれを1939年5月、上海で知り、「抗戦意識の昂揚に資せられているのを見てひそかに喜びを禁じないではおられなかった」と、戦後書いています（名和『日本紡績業の史的分析』1949年）。また、名和はその当時、「一九三八年に出た毛沢東の『持久戦論』が翻訳された『長期抗戦論』（中略）を手に入れた。（中略）全抗日戦争にその見通しを与え、中国の最後勝利を明確に予断した偉大な世紀の書であった。日本帝国主義の強大性にもかかわらず、その経済的基礎の脆弱性を衝いたもので、それは私の所説に符合していた」と、自伝に書いています（名和『心理と激情——名和統一・学問と人』1979）

名和の日本の経済的基礎に関する分析は、抗日戦争が長期的にみて勝利する可能性があることを裏づけていたわけです。日中両国の友好の歴史を考える場合、名和の著作は忘れてはならないものです。

小磯良平が、従軍画家として戦地へ派遣され、1941年に描いた有名な「娘子関を征く」という絵があります。5月25日のシンポジウムで話題になった絵です。日中戦争の初期、日本軍の山西省太原への侵攻作戦の一つが娘子関の戦いです。行軍していく日本軍が描かれていますが、先頭は蟻の行進のようで、まるで広大な嶮しい大地に吸い込まれていくようです。

蒋介石も毛沢東も、日本軍との決戦を避けて、奥地へ誘い込んで日本軍の消耗を待つという戦略方針を打ち出していました。小磯は戦争の本質を認識していたわけではありませんが、この絵は日本の末路をリアルに暗示していると思います。しかし、当時の日本人で、日中戦争が日本軍の敗北

におわると考えた人は稀でした。名和はその稀な一人でした。

名和の日中戦争認識がわかるエピソードをもう一つ紹介します。海軍省調査課長・高木惣吉への進言です。河田学長が海軍の委託研究を引き受け、名和もその研究メンバーでしたが、自伝にこう書いています。「〔1941 年〕十一月海軍の高木惣吉大佐が（中略）打ち合わせに来た。その際に日米交渉の決裂、戦争開始はもはや必至（中略）ということであった。あとで高木大佐と二人だけで立ち話をする機会があったので、『中国から完全にそしてすみやかに撤退する以外に日本の勝目はないと思う』旨の進言をしたのだが、『その通りであろうが、どうしようもない』との答えであった。そして十二月八日朝のラジオを聞いた」と。

名和の抵抗は、中国人民との強い連帯感にもとづくもので、検挙・投獄も覚悟の上でした。実際に、前述のように 1943 年 3 月、特高警察に検挙されました。私は、1975 年に、名和氏を京都の自宅に訪ね、ヒアリングをおこないましたが、その記憶は非常に正確でした。

4、恒藤恭「世界苦を克服する者」

（1）日中戦争は「第二の世界戦争」

恒藤恭は、日中戦争の見通しについては、名和と基本的に同じ認識です。重要なことは、恒藤がそれに加え日中戦争の世界戦争としての性格を指摘し、また抵抗する人々を励ます文章を残していることです。

国際協会商大学生支部の『大阪商科大学国際公論』創刊号（1939 年 5 月）に掲載された「世界苦を克服する者」という一文です。恒藤は「世界苦」という言葉を、主に大規模な帝国主義戦争の意味で使っています。

同誌は、名和と名和の門下生が編集し、活版印刷で発行されましたが「非売品」とされ、現在、恒藤が保存していた 1 部だけが残っています。商大事件後、弾圧拡大を避けるため大学関係者の手ですべて処分されたものと考えられます（拙稿「恒藤恭の平和主義思想」（『戦争と平和』Vol.14、2005 年 3 月、参照）。恒藤は、日中戦争の性格について次のように述べています。

現在日支両国間に行はれつゝある戦争は、その歴史的意義の上から見る時は、第二の世界戦争たる性格をもつ（中略）、英・仏・蘇などの諸大国が背後において一方の側に対する援助を持続してゐるのであるから、実質的には充分に世界戦争たる意義を有する。

卓見と言わなければなりません。恒藤は、日中戦争には日・独・伊枢軸陣営と中・英・仏・ソなど二大陣営間の「第二の世界戦争」の性格が実質上あると洞察しています。日中戦争は、1939年のドイツのポーランド侵攻と英仏の対独宣戦、1941年12月の日本の対米英開戦で文字通りの世界大戦に発展します。恒藤は、1939年末に山崎時彦に「長い目で見るとやはりよくなっている」と言いましたが、1941年の時点で、もはや日本は敗北必至とみたに違いありません。

（２）「世界苦を克服するための世界苦」

恒藤の「世界苦」は主に帝国主義戦争を意味しますが、恒藤の平和主義思想が体系的に述べられた「世界民の愉悦と悲哀」（『改造』1921年6月）でこの言葉が使われています。1939年のこの論説では、「世界苦」が帝国主義、軍国主義に起因することがいっそう明確化され、その克服のためのたたかいの意味をより具体的に考えています。恒藤は、次のように言っています。

十九世紀末年において人々の意識した世界苦と、現在においてわれわれの体験しつゝある世界苦とは、根本的に性質を異にするところがある。けだし（中略）現在においてわれわれの味はひつつある世界苦は、世界苦を徹底的に克服するための世界苦であり、国際正義に叶った新しき世界秩序の建設を究極の目標としつゝ、峻しい路程を一步々あえぎながら前進して行く者たちの体験する世界苦にほかならない。（中略）世界苦を克服するための世界苦を体験しながら、このやうな時代のただ中に正しく力強く生きてゆく者たちには、求めずしておのづと希望と悦びとをあ
たへられ、確信にみちた歩調をもって一步一步をすゝめて行くことであらう。

注目すべき点は二つです。一つは、恒藤が侵略戦争とたたかっている人々に対し、「われわれの味はひつつある世界苦は、世界苦を徹底的に克服するための世界苦」だとして、そこに「希望と悦び」があり、確信をもって前進できると励ましていることです。この雑誌を手にする名和や門下生たちを激励するものです。それだけではありません。

ん。その視線の先には、民族解放戦争に立ち上がった中国人民がいると言わなければなりません。

恒藤は、自分と深い同志的関係にあるものにたくみに激励の言葉を送りました。「世界苦を克服する者」には弾圧を考慮した「両義的表現」がありますが、恒藤の真意は明らかでした。

もう一つの重要な点は、「国際正義に叶った新しき世界秩序の建設」が「究極の目標」だという点です。「第二の世界戦争」の克服を通じ、国際平和秩序の再建が課題だと考えたといえるでしょう。そこには恒藤と名和の違いもあります。名和は、革新された中国とソ連、さらに革新された日本が連携するべきだという戦略論に立っていました。恒藤と名和のソ連観の違いも関係があります。恒藤は、当時、ソ連は新しい独裁的政治体制の国家という認識を持つに至っていました（拙著『恒藤恭の思想史的研究』2004年、参照）。その点で、ソ連の進歩性を疑わない名和と隔たりがありました。

さて、戦時下の恒藤の抵抗をどう見るべきでしょうか。対米英開戦後の恒藤は、一方で息子武二への態度にみられる「沈黙」、あるいは「両義的表現」、さらには「転向の偽装」（『改訂版日本少国民文庫1』1944年版）もあえて辞さずという態度をとりながら、他方で戦局の推移を的確に把握しつつ、名和グループや特高に監視された河上肇など同志的関係にあった人々を励まし、戦後の国際秩序と日本のあり方を考究して〈来たるべき戦後〉に備えるというものでした（拙稿「恒藤恭『戦中日記』にみる希望と苦悩」、『恒藤記念室叢書6』2016年）。恒藤は、社会科学的認識をふまえた世界認識を深化発展させ、〈戦後の建設〉に備えることが、自らがなしうる最も重要な役割と考えていたといえます。

これは、戦時下日本の一つの「抵抗」のあり方です。恒藤の「抵抗」は、日独伊枢軸体制打破をめざす世界の人々に呼応し、自覚的に日本と世界の戦後の平和と民主主義の秩序再建を考究するというものでした。それが、恒藤の「死して生きる途」の実践であり、「世界苦を克服するための世界苦」の実践であったということになります。

5 世界史の審判と「私の信条」にみる進歩の精神

第二次世界大戦は、原爆投下など未曾有の被害を人類にもたらして終わりました。その反省に基づき、戦後、国際聯合が成立し、日本国憲法が制定されました。恒藤は、

『経済学雑誌』の復活再刊の号（第16巻第1号、1947年1月）に、「世界史審判と人間の審判」という論文を書き、侵略戦争が歴史の審判を受けたことを説きます。恒藤は歴史の弁証法的発展を確信したものと思われます。

しかし、日本国憲法に戦争放棄の規定が定められたことは、恒藤の予想をも越えるものでした。それは、いわば人類の平和への意思を示すものと言えますが、戦後の恒藤がもっとも力を注いだ活動の一つは、憲法第9条の世界史的意義を説き、日本社会に定着させ、それを否定するものと非妥協的にたたかうことになりました。

ところで、恒藤は戦時下の体験を通して人間の弱さを深く考えたと思われます。「私の信条」にみられる謙虚さがそれをうかがわせます。「過去をかえりみて甚だ忸怩たる感じを禁じ得ない」という言葉はそのあらわれではないかと私は思います。さらに、社会の進歩に役立ちたいという控えめな表現にもそれがうかがえます。

日本の社会が存続して行くことのために、よし極めて微小の程度においてであるにもせよ、何らかのしかたで役立つであろうと信ずることによって、職業上の自分の仕事に意義をみとめているわけであるが、それだけでは心に安んじないところがあって、幾多の忌まわしい欠陥と不合理とに充ち満ちている日本の社会がそのような欠陥や不合理から離脱して行く方向へと発展すること、言いかえると、日本の社会の進歩的発展のために、なんらかのしかたで幾らかでも役立つものでありたいとの希願をもちながら自分の仕事にたずさわらずにはおれない。

当時の恒藤は、創立期大阪市大の基礎づくり、多くの論文執筆、全面講和のための平和問題談話会の活動、市民のための講演など多忙をきわめる日々を送っていました。しかし、自らの役割についての控えめな表現に、人間の弱さを知ったものの謙虚さがあり、かえって新たな困難に立ち向かう強い決意を感じさせます。

おわりに

恒藤の「世界苦を克服するための世界苦」という言葉は、ファシズム陣営（枢軸国）を打倒し、国際平和秩序を再建しようとする人類（世界市民）の意思をあらわし、同時に戦時下の過酷な現実には屈しない抵抗精神をあらわす言葉であり、恒藤自身の決意でもありました。その意味で「『世界苦を克服するための世界苦』の思想」と言いうるもの

です。さらに恒藤は戦後、そのような立場に立って日本社会を平和と理性の途に再建するための諸活動を行なったといえます。

大阪市大と大阪府大の統合が問題になっていますが、私は、戦後日本の大学の再出発を導いた思想はどういうものか、その一つの具体的内容を、恒藤恭というわれわれの身近にいた傑出した知識人の歩みから考えてみました。激動する世界のなかで、歴史の岐路に立たされている大学と大学関係者が振り返るべき一つの原風景をそこに見ることができるといえます。

注 小磯良平による恒藤の肖像画は、退任記念事業委員会から贈られたもの。小磯の1959年の作品。うつむき加減に読書する恒藤を描いている。恒藤の透徹した理智とやわらかい感性を感じさせる。この肖像画には恒藤らしいエピソードがある。記念事業委員会から肖像画の話を聞いた恒藤は、「肖像画よりは、杉本町学舎の図面を」と希望した（『大阪市大新聞』1958年12月10日）。戦後、大阪商大（大阪市大）はアメリカ占領軍に学舎を接収され、ようやく1955年に全面返還が実現した。恒藤は、在職以来心を悩ましてきた学舎整備が緒についたこと示す図面を希望したのである。しかし、恒藤は委員会の意向に従って肖像画を受領した。肖像画は、その後遺族から大学に寄贈された。

（編集者注 「恒藤恭肖像画」「娘子関を征く」の掲載にあたって著作権をもつ小磯美術クラブより許可をいただきました。複製・転載を禁じます。）

2017年11月の大阪府議会での「法人統合」議案の可決を受けて、両「考える会」は大阪市会への要請行動を取り組み、2度目の継続審議に追い込みました。不当な可決までの両会の「声明」を紹介します。

声明 I 府大・市大「法人統合」議案が大阪市議会で可決できず、継続扱いに

道理のない大学「統合」やめよ！ ひきつづきがんばりましょう

2017年12月14日 大阪府立大学問題を考える会

大阪市立大学の統合問題を考える会

府大・市大「法人統合」議案は、9月の市議会と府議会に同趣旨の「議案」がそれぞれ提出され、並行して審議されました。まず9月20日、市議会・都市経済委員会で審議され、維新が賛成、自民・公明が保留、共産が反対で、可決できず継続扱いとなりました。一方、府議会は、総選挙直後の10月27日、11月2日の教育常任委員会で審議され、「大学統合におけ、まず法人統合」という議案にもかかわらず、自民が「法人統合には賛成するが、1法人・2大学をめざすべき」と主張、維新、自民、公明の賛成多数、共産のみ反対で可決、8日の府議会本会議でも「法人統合」議案は可決されてしまいました。

審議の行方が注目された市議会は、12月5日の都市経済委員会で、自民・公明が保留の態度を変えず、共産が反対、再び可決できず継続扱いに、12日の閉会本会議でも継続扱いとなりました。こうして「法人統合」議案は棚上げ状態となり、維新の「統合」ゴリ押しにストップがかかったのです。

この度の府・市議会におけ、9月7日に市大「考える会」が「大学法人統合の中止を求める陳情」を市議会に提出、つづいて市議会開会日の13日、府大・市大「考える会」が松井府知事・吉村大阪市長あてに「法人統合の中止、2大学の存続・発展を求める要請書」を提出、両議会の各会派にも同様の「申入れ」を行いました。

大学関係者の率直な声や私たちの働きかけもうけ、9月20日の市議会・都市経済委員会は、「キャンパスや学部再編など新大学の姿がみえない」「特別顧問による、顧問のための大学づくりだ」「運営費交付金は削減したままで現状維持なのか」「教職員・学生のコンセンサスが得られておらず、拙速な統合は認められない」など、自民・公明・共産の3党が追及、「統合議案」も「陳情」も継続扱いとなりました。

府議会では、10月27日の教育常任委員会で共産党府議が質疑にたち、「大学現場の教職員・学生への説明、意見聴取は極めて不十分」「運営費交付金が毎年削減され、教員は2割減、教育研究を脅かしている」「国立大学より高い府大の学費、減免制度の拡充こそ急務」「統合ありきの議論はいったん中止を」と追及。つづいて11月2日、同府議が知事質問にたち、「統合すれ

ば『強い大学』になるという根拠は何か」「高い学費の減免拡充こそ急務」と鋭く追及しました。維新、自民、公明の賛成多数（共産党は反対）で可決されてしまいましたが、道理のない「統合」であることが暴露されました。

府議会で可決という局面で、私たちは11月中旬、市議会・都市経済委員の自民・公明・共産の各議員宛に「拙速な採決を許さず、徹底審議していただきますようお願いします」と要請の手紙を送り、議員事務所に電話で働きかけました。12月5日の都市経済委員会は、こうした働きかけの甲斐もあって、「法人統合議案」は再び継続扱いとなったのです。

私たちは、大学「統合」に固執する維新、無責任・党略的な駆け引きで賛成にまわった府議会自民・公明に断固抗議するとともに、市議会での徹底審議を求めています。

歴史と伝統、豊かな実績をもつ大阪市大と大阪府大は、府市民にとってかけがえのない財産であり、「大学を守れ」の声は高まりこそすれ弱まることはないでしょう。大学「統合」はなお5年がかりの計画であり、道理のない「統合・再編」がゴリ押しされれば、教職員・学生、大学関係者の間に矛盾や異論が必ず生まれるでしょう。2年後には府・市議会議員選挙、市長・知事選挙もあり、維新政治を打ち破れば、大学「統合」を中止に追い込むことも見えてきます。「統合」反対、2大学の存続・発展を求めて、引き続き頑張っていきましょう。

声明2 維新・公明による大学「法人統合」ゴリ押しに断固抗議！

「統合」の即時中止、2大学の存続・発展を求めます

2月23日の大阪市議会で、継続扱いとなっていた「市大・府大法人統合」議案が、維新、公明の賛成多数で可決強行されました。私たちは、吉村市長が突然もちだした、何の実現可能性も担保もない「森ノ宮地域に新キャンパス」というリップサービスをもって、一転賛成に回った公明党の裏切りに断固抗議します。あわせて、「統合」反対を貫き、大学関係者や私たちの思いを代弁していただいた北野議員（自民）や小川議員（共産）に感謝を申し上げるとともに、引き続き、道理のない大学「統合」中止へのご尽力をお願いいたします。

このたびの「法人統合」は、「新大学への移行をより円滑にすすめるため、まず法人統合を実現し、その後大学統合をめざす」という方針であり、知事・市長が任命する新理事長が「ガバナンスの強化を図り、選択と集中の視点から構造的な改革及び資源の効果的な活用を行えるよう、経営を一元化する」と明記しているように、大学の自治を踏みにじり、反対の声を押さえつけ、“大学リストラ”を本格的に進めることが狙いです。2019年4月に法人統合、2022年4月に新大学発足の「統合」計画をゴリ押しすれば、矛盾や問題点が噴出することは必至です。

府大・市大の２つの公立総合大学は、比較的安い授業料で高等教育の場を提供する府市民共通の財産であり、「統合」は受験生の選択肢を奪うばかりか、府市民にとっても子や孫の学ぶ場が奪われます。市大・府大は創立以来、大阪の“知の拠点”として、経済・文化・科学技術の発展に貢献し、運営費交付金の減額、教職員の削減という厳しい状況下でも創意工夫と努力によって、公立総合大学としての役割を立派に果たしています。「統合」すれば、互いの歴史と伝統、「建学の精神」が損なわれてしまいます。

人口 100 万人以上の 11 の大都市で、大阪の国公立大学数（４）は、東京、北海道、愛知・福岡、京都、兵庫・広島につぐ第 8 位であり、もし「統合」されれば、今でも貧困な大阪の知的インフラが全国最低水準になってしまいます。

私たちは、道理のない「統合」を直ちに中止し、両大学を存続・発展させることを強く求めます。府大・市大の発展方向は、教職員、学生、院生ら大学構成員による議論と合意を尊重し、大阪府・市が責任をもって運営費交付金と教職員数を充実させることによって進められるべきです。

2018 年 2 月 24 日

大阪市立大学の統合問題を考える会

大阪府立大学問題を考える会

発行 2018 年 12 月

大 阪 府 立 大 学 問 題 を 考 え る 会

大阪市立大学の統合問題を考える会

大阪府八尾市郡川 4 -36- 4 仲本税務会計事務所気付 TEL072-941-7932